

新宿区地域猫対策サポーター登録を希望される方へ

地域猫活動をしていると「近隣住民に地域猫活動を理解してもらえない」、「適切に餌やりをしているのに、警察を呼ばれた」などという場面に遭い、困った経験をお持ちの方もいるかと思います。

そこで新宿区では、区が推進する地域猫対策に協力しているボランティアであることを示し、地域の理解を得やすくするために、「地域猫対策サポーター登録制度」を設けています。この制度では、要件を満たした方を「地域猫対策サポーター」として登録し、腕章とサポーター証をお渡ししています。

1 新宿区 の地域猫対策について

新宿区では、地域の理解と協力のもと、飼い主のいない猫を適正に管理する地域猫対策を推進しています。区 の地域猫対策は、飼い主のいない猫の問題を「猫の問題」ではなく、「地域の環境問題」として捉え、以下を目的としています。

地域の理解と協力のもとに

- ・ 飼い主のいない猫を増やさない
- ・ 飼い主のいない猫を適正に管理する
- ・ 飼い主のいない猫によるトラブルを減らすことで、人と猫との共生を図る

区 の地域猫対策では、猫のトラブルを減らし、猫が嫌われ者にならないようにすることで、人と猫が共生できるまちづくりを目指しています。



2 地域猫対策サポーターの役割

地域住民及び区と協働し、区が推進する地域猫対策を行います。担う役割は以下のとおりです。

(1) 地域で飼い主のいない猫を増やさず、適正に管理する

役割	解説
去勢不妊手術の実施	飼い主のいない猫を増やさず、一代限りのいのちとします。
管理対象猫を決め、定時、定点の餌やりをする。また、餌の食べ残しは放置せず回収する	不適切な餌やりは、不衛生だけでなく、結果として周囲から猫を呼び込み、「猫を集めている」と地域住民の苦情になります。
ふん尿の清掃	猫のフンだけでなく、近隣の清掃も行うと、地域の理解が得やすくなります。

(2) 地域の理解と協力を得て地域猫活動を行う

理解と協力を得るために	解説
近隣住民への周知を行う	猫のトラブルを減らすための活動であることを周知しましょう。 具体的な取組内容・経過・現状報告など、可能な範囲で近隣住民への周知を行いましょ
人同士のトラブルを減らす	猫が嫌いな人、餌やりに否定的、猫の被害を受けている人など、異なる立場や意見の人の気持ちを尊重し、誠実に対応しましょう。
他の人の敷地内(公共施設を含む)で餌やりをする場合、その管理者の承諾を得る。また、管理者からの指示があれば、それに従う。	他の人の敷地内(公共施設を含む)では、管理者の理解と協力を得た後に餌やりを行いましょ。先んじて行くと、理解と協力が得にくくなってしまいます。

(注意事項)

- ・ サポーター登録は、地域猫活動を許可する制度ではありません
- ・ サポーター活動はボランティア(無償)で行い、活動に参加するためのエサ代や交通費などの経費は自己負担です
- ・ サポーター活動において発生したトラブル、事故、けが等は、自己責任で対応してください

3 新宿区の役割

(1) 地域の理解と協力を得るための支援

- ・ 地域猫対策の普及啓発
- ・ 地域住民等に対し、ボランティアと共に区の地域猫対策の説明を実施
- ・ サポーター登録制度により腕章等を交付し、地域住民の理解を得やすくする

(2) 去勢不妊手術の支援

- ・ 去勢不妊手術費用の一部助成
- ・ 捕獲用ケージの貸し出し

(3) ボランティアのつながりや育成の支援

- ・ 他のボランティアの紹介(保護譲渡、捕獲の補助など)
- ・ サポーター連絡会やセミナーを通じたボランティアの育成

4 地域猫対策サポーター登録の要件

- ・ 新宿区の地域猫対策を理解し、これに賛同している
- ・ 区が行う地域猫対策に協力でき、区や区民と信頼関係を構築できる
- ・ 地域猫対策サポーターの役割を果たすことができる
- ・ 地域猫対策サポーターのルールを守って活動できる
- ・ 新宿区内で地域猫対策を行っている
- ・ 過去３年以内に地域猫対策サポーター非登録・登録抹消された者ではない
- ・ その他区長が地域猫対策サポーターとして適当でないと認める者でない

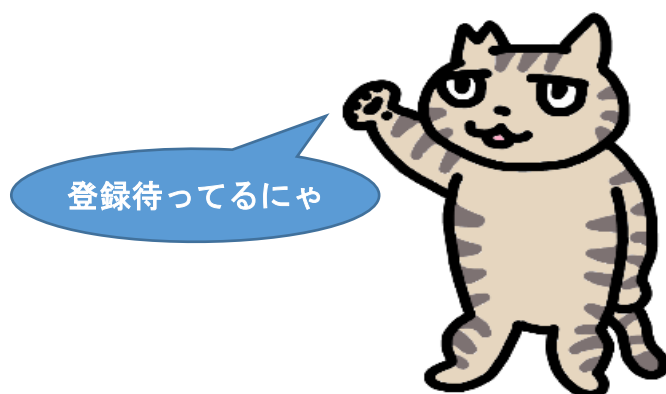


5 地域猫対策サポーターのルール

ルール	解説
活動に際しては、地域で理解を得るように努め、異なる立場の方の気持ちも尊重してください。また、他のボランティアの活動も尊重し、対等な立場で接してください。	地域猫サポーターであることを理由に、相手に理解や協力を強いることはせず、苦情には誠実に対応し、自らがトラブルのもとにならないようにしましょう
活動に際しては、「地域猫対策サポーターの役割」を理解し、マナーを守って活動してください。 役割やマナーからの逸脱について、区から改善の指導があった場合、それに従ってください。	地域住民は、区の腕章をつけているサポーターのことを、「区の方針に沿った活動をしているので安心できる」と信頼しています。 役割やマナーを逸脱したり、地域猫サポーターとしての立場で、SNS 上などで他のボランティア、地域住民や区等の批判を行うことは、地域住民の信頼を損ねることになります。
サポーターであることを、名刺や SNS、ウェブサイトで広報しないでください。また、募金や物資などの援助などの手段や営利行為に用いないでください。	サポーター登録制度は、地域猫活動を行う場所の地域住民の理解を得るためのものです。団体の宣伝など、他の目的のために使用することはできません。

※注意※

登録申請書で遵守すると確認した事項を守れない場合や、区や区民との信頼関係が構築できない場合及び及び区長が適当でないと認める場合などは、登録ができません。登録後にも、申請書に記載した遵守事項を守れない場合区や区民との信頼関係が構築できない場合及び区長が適当でないと認める場合など登録抹消となることがあります。



6 Q&A

Q1 地域猫活動をするには、サポーター登録が必要ですか？

(A1) サポーター登録が無くても活動はできます。

飼い主のいない猫対策には様々な考え方があり、区の考えと違うこともあります。

サポーター登録制度は、区の地域猫対策の趣旨を理解し、協力を希望する方を登録するものです。

Q2 サポーターの登録要件に「地域の理解と協力を得ること」とありますが、活動に苦情を言う人が一人でもいると、「地域の理解と協力」がないとみなされてしまいますか。

(A2) そうではありません。理解を求めてもうまくいかない場合もあります。しかしその場合、苦情を言う方の気持ちを逆なでしないようにする配慮をして下さい。また、苦情者と敵対してしまうと、猫が嫌われ者になってしまいます。

Q3 サポーター登録があれば、区から餌やりの許可を得ていることになるのですか。

(A3) そうではありません。他の人の敷地内(公共施設を含む)で餌やりをする場合、その管理者の承諾を得て、また活動する際もその指示に従って下さい。

Q4 弱ったりけがをした猫の治療は、去勢不妊手術のような区の助成は無いのでしょうか。

(A4) 飼い主のいない猫の治療は、地域住民やボランティアの方の判断で行うものです。区には助成の制度はありません。

なお、区に登録した犬猫相談支援ボランティア団体が保護して譲渡する場合には、区が獣医療費の助成を行います。

Q5 地域猫対策は地域の環境問題というのは理解しましたが、動物愛護の活動でもあるのではないのでしょうか。

(A5) 地域猫活動は動物愛護の価値観の一致を目指すものではありません。そのため、愛護を前面に出すと地域の理解が得にくくなります。飼い主のいない猫のトラブルが減り、猫が嫌われ者にならないようにすることが、猫のためになると思い活動をしてください。

Q6 動物愛護法で、餌やりは認められているので、どこで餌やりをしても許されますか。

(A6) 餌やりは禁止ではありませんが、権利や義務ではありません。「猫のために」と思った餌やりでトラブルになり、結果として猫が嫌われれば本末転倒です。餌やりをする場所を管理している人と良く話し合い、その場所のルールに沿って餌やりをすることが必要です。

Q7 地域猫活動で、定時・定点の餌やりはわかりますが、餌やり対象の猫を決める必要もあるのでしょうか。

(A7) 地域猫対策は、猫を適正に管理するものです。管理する対象の猫を決めることが必要です。新たな猫を管理対象にするかは、以下の点に留意して都度決める必要があります。

- ① 今まで管理していた猫が、新たな猫に追い出される可能性がある
- ② 新たな猫が飼い猫の場合がある。その場合、飼い主探しが優先となる
- ③ 餌代の負担が増す
- ④ 近隣から「猫を集めているのではないか」と思われてしまう。近隣住民の理解が得にくい場所だと、なおさら理解が得にくくなる
- ⑤ 去勢不妊手術をしていなければ、捕獲して手術する必要がある

Q8 もし自分が餌やりができなくなった場合、猫が生きていけるのか心配です。

(A8) 一般的に、都市部の猫は 3～5 個所の餌場を持っています。飼い主のいない猫は生きるのに必死で、黙って餓死することはありません。

問合せ先	新宿区保健所衛生課管理係	電話	03-5273-3148
作成日	令和 6 年 3 月 21 日(改訂	令和 7 年 2 月 27 日)	